

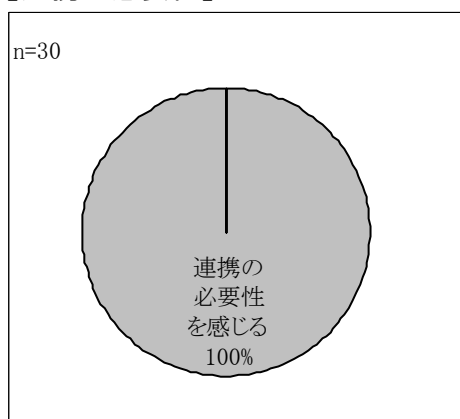
5. <補論：発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携について>

発達障害者支援センターアンケートでは、補足的に「発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携」について質問した。その結果概要を以下に示す。

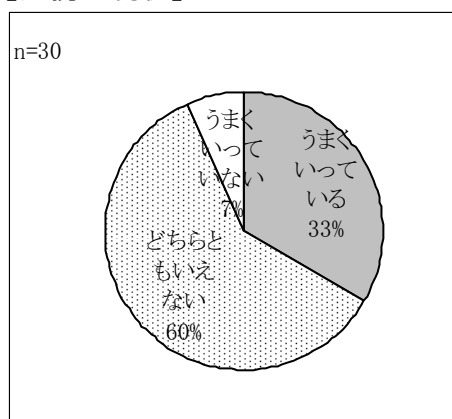
(1) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の必要性と現状評価

- 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の必要性については、100%が「連携の必要性を感じる」と回答した。
- 一方で、実際の連携の状況について「うまくいっている」と回答したセンターは33%であり、連携の必要性を感じながらも、具体的な方策については模索段階にある地域も多いことが分かった。

【連携の必要性】



【連携の現状】



(2) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携における工夫

- 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携において工夫している点としては、以下のような回答があった。
 - ・ 相談支援事業所が得意とする障害種別等にも配慮しながら、個別事例を通じて連携している。
(例：センターに持ち込まれた相談について、必要に応じて一次相談窓口の相談支援事業所につなぐ。相談支援事業所が対応するケースにセンターがコンサルテーションを行う等)
 - ・ サービス調整会議や自立支援協議会に参加し、地域の実態把握、関係機関との調整に努めるとともに、顔の見える関係づくりを目指している。
 - ・ 相談支援事業所を個別訪問し、発達障害の相談に同席してアドバイスをしたり、センターの業務や相談支援事業所との役割分担について普及・啓発を図っている。
 - ・ 相談支援専門員向けの研修を圏域ごと、全都道府県単位等で実施している。

【主な自由記述回答】

お互いの役割を明確にし、協働しながら支援を進めていくように心がけている。また、相談を受けるスタッフのスキルアップも重要と考え、研修等も行うようにしている。しかしながら、圏域内の一部に限られていることであり、全相談事業所との連携強化は、これからの課題である。
面積が広大で、数多くの事業所があるため、個々との密な連携体制を図っていくことには非常に時間がかかる。都道府県の施策では、市町村の相談支援事業所等が主体となって各市町村の発達障害者支援体制が整っていくことが重要だと捉えており、発達障害者支援センターは、そのバックアップ（市町村支援）を行っていくための広域のセンターとして位置づけられている。しかし、その方針は各市町村に浸透きつておらず、発達障害のことは、全て発達障害者支援センターが担当と認識している市町村も少なくない。その認識を変え、連携体制を図っていくため、個別のケースを通して、相談支援事業所との連携を進めていたり、市町村の自立支援協議会に働きかけるなどを行っている。また、相談支援圏域アドバイザーが市町村の相談支援体制整備や、自立支援協議会の設置と運営を促進する役割を持っているので、共に動きながら、市町村に関わっていくようにしている。
ワンストップ相談窓口である相談支援事業所と、発達障害の二次相談窓口として期待されている当支援センターの関係性を明確にするために、連絡調整会議や自立支援協議会には、必要に応じて出席している。さらに、発達障害の相談支援連絡調整会議のあり方について、行政担当と話し合いを進めている。
各事業所を訪問し、現状の把握とともに、発達障害者支援センターの事業説明等を行っている。障害者自立支援協議会に毎月参加して、情報交換、共有を行い、事例検討や地域民生委員、事業所交流会等各種会議の開催、啓発の取り組み等を一緒に行っている。各事業所とは、必要に応じてケースの紹介やケース検討会議を行っている。
各障害保健福祉圏域ごとに「圏域障害者総合支援センター」が設置されているので、当該センターの発達障害にかかわるスタッフに当所主催の「人材養成セミナー」に参加してもらうことで連携の基盤づくりをしている。保健所と連携して行っている成人期の広汎性発達障害者デイケア（月1～2回）のスタッフに、地域の総合支援センタースタッフにも入ってもらうことで、アセスメントや実際の面接、対応技術の向上などにつながっている。定期的に会うことになるので、地域の情報共有もしやすい。困難ケースや学校主催の個別支援会議など協力、連携し取組んでいる。
県で1箇所の支援センターの担うべき主たる役割は、開設当初から全県において地域の関係者をつなげるコーディネーター役になり、その各々の地域に支援者の輪を作ることであった。当時、既に活躍している発達障害がい支援の関係者やシステムを知ること、既存の人や方法を活かし、その地域の支援者がうまく動けるようにサポートすることが重要な使命であり、センターは全県の情報ソースになり、地域が動きやすくなるような行動が主たる黒子としての存在を目指してきた。最初の具体的方法として、各地域で実施されていたあらゆる形式の”ネットワーク会議”への参加や”関係機関”の挨拶回りを通じて、発達障害がい支援センターの広報と共に発達障害がいについての支援を協働で目指すを伝えた。2段階目では、「自立支援協議会」等での部会の設置や「個別支援会議」「事例検討会」でのコーディネーター・サポーター役を担うことで、支援者同士がつながり、発達障害がい支援のフローを共有することで次の支援にスムーズに進めるよう、自信を持って興味を持っていただくように動いた。3段階目では、平成19年4月から障害福祉保健圏域ごと、各2ヶ所に発達障害の相談支援を担うセンター（県単独事業）を設置し、地域のさらなる構造的な支援ができる仕組みができたことにより、市町村の相談支援事業者や地域のフォーマル、インフォーマル問わず、支援者を隔々まで認知している人々と組んで、相談への作戦を立てられるようになり、発達障害がいに対する支援が浸透してきている。今後は、支援者のつながりや、支援者の個性を知ること、支援者様が地域で動きやすいように、私達がどう支えていけるかが課題である。
現状としては、いくつかの相談支援事業所からケースが紹介されてくることもある。また、今年度、相談支援事業所を対象にした当センター主催研修会を実施し、好評を得た。今後の課題として、相談支援事業所に対する発達障害者支援センターの役割周知、ケースを通じた連携関係の積み重ねが課題と考えられる。発達障害者支援センターも相談支援事業所も「相談」を主たる支援方法とするならば、両者の違いを相談支援事業所に伝えていく（つまり、どういった時に発達障害者支援センターを利用してもらえばいいのかを知ってもらう）必要があると考えられる。
行政の主催するサービス調整会議へ出席し、市内の相談支援事業所と顔の見える関係作りに努めている。
今年度より、いくつかの市町で実施している自立支援協議会の月例サービス調整会議に参加している。このことで、地域の相談支援の実態を把握するとともに、相談支援事業所と担当者レベルで顔がみえる状況になった。また、当事者や保護者の直接相談だけでなく、事業所からの紹介や、関係者協議への参加依頼といった機関連携の機会が増えつつある。今後も自立支援協議会への参加を通じたネットワークづくりを進めていきたい。今後の課題としては、発達障害者の相談支援における、一次的窓口としての相談支援事業所と、二次的機関としての発達障害者支援センターの役割を明確にすること、そのために研修会の実施などを通じて、地域における発達障害者の相談支援のスキルの向上を促すことがあげられる。
市内の障害者地域生活支援センター連絡会には出席しているが、実際には行政側の事務的な報告や事業運営上の変更に関する質疑のやり取りが主なものになっているので、相談支援従事者の質的な向上に寄与するような働きかけが組織的にはできていない。一方で、各地域生活支援センターを通じてのケース支援への相談もあるが、各センターの発達障害支援に関する意識の差や相談支援の基本的な力量の違いもあって、支援の進め方がかみ合わない場合もある。当センターとしては、発達障害の正しい理解と適切な対応に関する研修などの案内を送信したり、またケース相談において特性に関するアドバイスなどは行っている。関心を寄せてくれる事業所も少なくないが、身体障害者支援や精神障害者支援でディケアなどから出発してきた事業所などでは、発達障害者支援そのものに傾心が及ばないためか、研修出席率が低く、課題がある。
障害者相談支援事業所（障害者生活支援センター）が対応しているケースについてのコンサルテーションを当センターが担ったり、それを機に、役割分担をし、当センターが関わりを持ち始めたりしている。また、当センター対応ケースのなかで、生活支援や、居場所および活動プログラムの提供が必要な方については、当センターより障害者相談事業所と連携を依頼するようになっている。障害者相談支援事業所の対応状況やバックグラウンド（これまで主に対応してきた障害種別等）が様々なため、柔軟な対応が必要である。センター開設からまだ間がないので、連携体制を少しずつ整えていくために、関係機関とやりとりする機会があれば、丁寧に対応するよう心がけている。
相談支援事業を委託されている法人等がどの障害領域の支援をメインにやってきたのか（どの領域の支援が得意とするのか）をポイントとし、相談者のニーズを切り分けた時に、その相談支援事業者と連携していける部分があるかどうかを検討した上で、各相談支援事業所に相談している。
相談支援事業所とは、ケースを通じての関わり程度であり、まだ発達障害を理解した上での相談支援ができる事業者が少ない。今年度から、相談支援専門員の研修会に「発達障害の理解と支援」の項目を追加して頂いた。今後は、地域の自立支援協議会で地域でどのように発達障害者を支援していけるかを検討していくために、その中心となる相談支援専門員との連携を図っていきたい。
相談支援事業所とは良好な関係にある。県レベルでの活動としては、各市町の相談支援事業所の相談支援専門員を対象とした研修会を開催している。センター運営法人が市町の相談支援事業と圏域コーディネーターを受託しているため、情報収集が行いやすく、圏域コーディネーターとセンター事業責任者が同一のため、相談支援事業所はより身近な連携先と感じられる。課題点は、相談支援専門員により発達障害についての専門性を高めてもらうことにある。他の障害りも明らかに高い頻度で発達障害者が地域におられるのが事実であり、『いかに身近な市町でライフステージを通して継続した支援が受けられるか』という視点で協働していきたい。
相談支援事業所における発達障害に係る理解を進めるため、圏域ごとに相談支援者等対象研修会を2回ずつ開催している。発達障害を担当する相談支援事業所は知的・精神障害を得意としているところが多いが、発達障害についての理解はまだ十分でない。
地域の相談支援事業所にて発達障害の相談に対して、定期的に出張相談を実施しているところがある。センターに相談があった際は、地元支援機関があれば、そちらにケースと一緒に対応してもらうように依頼をしている。相談支援事業所によっては、発達障害に対する認識の違いがあり、連携そのものがしづらい場合もある。
当センターにおける相談者に対し、評価、方向性がした後、身近な相談支援事業所と連携しながら支援する事例がある。また、障害者相談支援事業所で受けた相談のうち、処遇困難ケースや障害者の特性を知るために当センターに相談支援事業所から後方支援を希望するケースもある。「障害者相談支援事業所の専門員対象に、「発達障害」についての理解を深め、併せて、支援方法を習得するための研修を実施している。また、障害者相談支援事業所連絡協議会の開催している研修のうち、「発達障害」がテーマの研修会に参加し、スーパーバイズを実施している。
当センターへ直接相談のあったケースについて、当センターのみで抱え込まず、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター及び各障害福祉サービス提供事業所などとケースを共有している。ケア会議などを開催し、それぞれの機関の役割分担を確認している（「連携」という言葉を役割分担と置き換えて話し合う）。
発達障害のことについては、過去の解釈から、精神障害等の範疇にないと思えるところもあり、なかなか難しい。しかし、勉強は必要と考えているところも出てきており、当センターの見学会や勉強会を行うこともある。この部分を広げていき、連携していければと思っている。また、障害者相談支援事業所で発達障害のことについて勉強していただく機会を設けていく必要があると思われる。
発達障害の方から相談が入り、支援の組み立ての中で地域支援が必要な場合は、障害者相談支援事業所の存在を伝え、登録を勧めると共に、同意を得て情報提供をしている。継続支援の過程で関係者が集まって支援会議を開催している。支援会議の招集は、支援の一次機関としての役割と機能を求め障害者相談支援事業所にお願している。発達障害者支援センターとしては、中心となる相談機関を地域へと引き継ぎ、間接支援（二次機関）にシフトしている。障害者相談支援事業所が自閉症を中核とする発達障害の方を支援していく場合にはその障害特性を理解した対応が求められるが、現状では全ての事業所が必ずしもそのノウハウを持っているとは言えず、事業所職員への人材育成が急務となっている。
発達障害の方の相談日（事業所主催）に参画し、相談を受けると同時にその場で支援の方向付けと役割分担が可能である。成人期の相談を圏域の事業所と一緒に相談を受けるようにしている。発達障害の方の就労のための研修会を事業所と協議しながら検討中である。
発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の役割分担について、発達障害者支援センターは「自分を見つめる・支援や子育ての方向を考える」ためのお手伝いをする、障害者相談支援事業所は「居場所探しやサービス調整をする」ためのお手伝いをする、自立支援協議会や相談支援事業連絡協議会等の場で機会あることに確認している。
必要事項については自立支援協議会で他団体と協議する体制をとっている。個人によって対応が異なるので、「担当者が変わっても同じような対応が出来る」システム作りを目指している。

